

# 付加価値割における所得拡大促進税制について

## ●平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度

以下の①～③の要件を全て満たす場合には、所得拡大促進税制に係る措置として、法人事業税付加価値割の算定において一定額を控除します。

(地方税法附則第9条第13項～第17項)

### 【要件】

- ① 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額 (前事業年度の雇用者給与等支給額)
- ②  $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$
- ③ 国内設備投資額  $\geq$  当期償却費総額  $\times 90\%$

※①～③の計算については、原則として、法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります。

**【お願い】 申告時に法人税別表6(23)又は6の2(20)の写しを添付してください。**

### 【控除額の計算】

付加価値額から、以下の算式により算定した金額を控除します。

$$\begin{aligned} \text{所得拡大促進税制控除額} &= \frac{(\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}) \times \text{※}}{\text{収益配分額} - \text{雇用安定控除額}} \\ &\times \frac{\text{収益配分額}}{\text{収益配分額}} \end{aligned}$$

※労働者派遣を行っている場合は、調整後の額

### 【計算例】

収益配分額 1000	単年度損益	100	調整 ⇒	単年度損益	100
	純支払利子	100		収益配分額 1000 - 100 - 45 = 855	雇用安定控除
	純支払賃借料	100			
	報酬給与額	800		調整後 雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額 45	100
	うち 雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額	50			

【所得拡大促進税制控除額】

【雇用安定控除額】

$$\text{報酬給与額}(800) - \{ \text{収益配分額}(1000) \times 70\% \} = 100$$

【所得拡大促進税制控除額】

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}(50)}{\text{収益配分額}(1000) - \text{雇用安定控除額}(100)} \times \text{収益配分額}(1000) = 45$$

別表5の2 ⑩で控除します

## ●平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

以下の①～③の要件を全て満たす場合には、所得拡大促進税制に係る措置として、法人事業税付加価値割の算定において一定額を控除します。

(地方税法附則第9条第13項～第18項)

### 【要件】

- ①  $\frac{\text{雇⽤者給与等支給増加額}}{\text{基準雇⽤者給与等支給額}} \geq \text{増加促進割合【3\%(H27)、4\%(H28)、5\%(H29)】}$
- ② 適用事業年度の雇⽤者給与等支給額  $\geq$  比較雇⽤者給与等支給額(前事業年度の雇⽤者給与等支給額)
- ③  $(\text{適用事業年度の平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額(前事業年度の平均給与等支給額)}) \div \text{比較平均給与等支給額} \geq 2\%$

※平成27年4月1日から平成29年3月31日までに開始した事業年度は、③の要件は次のとおりとなります。

- ③ 適用事業年度の平均給与等支給額  $>$  比較平均給与等支給額

※①～③の計算については、原則として、法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります。

第6号様式別表5の6 1～23の項目は、法人税別表6(23)又は6の2(20)と対応する項目の金額、月数、割合を記載してください。

【お願い】 申告時に法人税別表6(23)又は6の2(20)の写しを添付してください。

### 【控除額の計算】

付加価値額から、以下の算式により算定した金額を控除します。

$$\text{所得拡大促進税制控除額} = \text{雇⽤者給与等支給増加額} \times \frac{\text{収益配分額} - \text{雇⽤安定控除額}}{\text{収益配分額}}$$

※労働者派遣を行っている場合は、調整後の額

### 【計算例】

収益配分額 1000	単年度損益	100	調整 ⇒	単年度損益	100
	純支払利子	100		収益配分額 1000 - 100 - 45 = 855	雇⽤安定控除 100
	純支払賃借料	100			
	報酬給与額	800		調整後 雇⽤者給与等支給増加額 45	
	うち 雇⽤者給与等支給増加額	50			

【所得拡大促進税制控除額】

【雇⽤安定控除額】

$$\text{報酬給与額}(800) - \{ \text{収益配分額}(1000) \times 70\% \} = 100$$

【所得拡大促進税制控除額】

$$\text{雇⽤者給与等支給増加額}(50) \times \frac{\text{収益配分額}(1000) - \text{雇⽤安定控除額}(100)}{\text{収益配分額}(1000)} = 45$$

別表5の2 ⑩で控除します

**【その他留意事項】**

- ◆ 非課税事業、収入金額課税事業を併せて行う場合には、雇用者給与等支給額から非課税事業分、収入金額課税事業分を除外するため、按分計算を行います。ただし、区分経理が困難な場合は、従業者数による按分を行います。
- ◆ 解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度の申告、期限後申告については、適用対象となりません。

**【法人税における所得拡大促進税制との相違点】**

**◆ 連結法人の場合**

連結法人は個々の連結法人ごとに適用となり、適用要件については、個々の連結法人ごとの額で行います。

ただし、継続雇用者給与等支給額、継続雇用者比較給与等支給額、国内設備投資額及び当期償却費総額、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、個々の連結法人ごと、または連結親法人及び連結子法人の合算額のいずれか一方が要件を満たしていればよいものとされています。

(取扱通知4の2の17)

・平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度

適用要件		
雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額		個々の連結法人ごと
$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$		個々の連結法人ごと もしくは連結グループの合算
国内設備投資額 $\geq$ 当期償却費総額 $\times$ 90%		

・平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

適用要件		
$\frac{\text{雇用者給与等支給増加額}}{\text{基準雇用者給与等支給額}} \geq \text{増加促進割合}$		個々の連結法人ごと
適用事業年度の雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額		
$\frac{(\text{適用事業年度の平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額})}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 2\%$		個々の連結法人ごと もしくは連結グループの合算
〔 ※平成27年4月1日から平成29年3月31日までに開始した事業年度は、 適用事業年度の平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額 〕		

**◆ 欠損の場合**

欠損のため法人税における所得拡大促進税制の適用がない法人であっても、上記【要件】を満たしていれば適用となります。

(取扱通知4の2の17)

**◆ 法人税において所得拡大促進税制を選択しなかった場合**

法人税では、「雇用者の数が増加した場合の税額控除」の適用を受ける事業年度は、「法人税における所得拡大促進税制」との重複適用はできないこととなっていました。

平成28年度税制改正により、「雇用者の数が増加した場合の税額控除」の対象が限定されるとともに、重複適用が可能となっています。

外形標準課税においては、いずれの事業年度においても、「法人税での所得拡大促進税制」の適用の有無にかかわらず、上記【要件】を満たしていれば適用となります。

(取扱通知4の2の17)